## 緊急事態に関する国会審議を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地で拡大し、我々の日常生活や社会経済活動に様々な影響を及ぼしてきた。この間、中小企業・小規模事業者の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。また、医療従事者や病床が不足し、医療崩壊の危機に直面するという、想定されなかった事態も生じた。

さらに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震が、今後30年以内に高い確率で発生する ことが予想されている。東日本大震災では、道路を塞ぐがれきの撤去に時間を要したため に支援物資の輸送が遅れたほか、被災した地方自治体の行政機能も甚大な被害を受けた。

こういった感染症や自然災害に強い社会をつくることは、喫緊の国家的な課題であり、 緊急時において国民の命と生活を守ることは国の最大の責務であるが、これまでの新型インフルエンザ等対策特別措置法や災害対策基本法といった従来の法体系では限界がある。 緊急時に国民の命と生活が守られるための施策と法整備、さらには憲法にその根拠規定を 設けることについて、国会で建設的な議論が行われることが期待される。

よって、国においては、緊急時における法令等の整備、さらに憲法改正の際には緊急事態条項の新設等について、地方自治体の意見を尊重した上で、国会で建設的かつ広範な審議を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月23日

福井県議会